

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○中小企業高度化資金貸付規則等の一部を改正する規則 （中小企業支援室）	一
○令和元年宮城県告示第九百三十三号（非常勤職員公務災害補償等条例に 基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正 （職員厚生課）	一
○平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に 基づく介護補償の額）の一部改正 （同）	二
○公印の廃止 （県政情報・文書課）	二
○公印の新調 （同）	二
○管理運営師及び管理美容師資格認定講習会の指定 （食と暮らしの安全推進課）	三
○特定計量器の定期検査の実施 （産業立地推進課）	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（八件） （都市計画課）	四
○都市計画事業の認可 （同）	六
○土地改良区の定款変更の認可 （大河原地方振興事務所）	六
○土地改良区の定款変更の認可 （北部地方振興事務所）	六
人事委員会	
○第七十五回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施	七
○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第一回） の実施	七
○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第二回） の実施	七
○第七十五回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第八十二回宮	七

規 則

城県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施
○就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施

七 七

中小企業高度化資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

中小企業高度化資金貸付規則等の一部を改正する規則

（中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

第一条 中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「〇・六パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

（中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（令和四年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「〇・六パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第二百八十三号

令和元年宮城県告示第九百三十三号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和六年四月二十三日

表を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	五、二六三元	一三、四四二元
二十歳以上二十五歳未満	五、八七二元	一三、四四二元
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二元
三十歳以上三十五歳未満	六、七一二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二二、九七一円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三円	二二、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	七、二九〇円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	六、九七五円	二五、三八五円
六十歳以上六十五歳未満	五、八六〇円	二二、三二四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一六、〇七五円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、四四二元

附 則

(施行期日等)

- この告示は、令和六年四月二十三日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- (経過措置)
令和六年四月一日前の期間における年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額については、改正前の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

○宮城県告示第二百八十四号

平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に、「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に、「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

○宮城県告示第二百八十五号

次のとおり公印を廃止した。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	種 類	用 途	印 影	廃 止 年 月 日
宮城県仙台保健福祉事務所長之印 岩沼支所用	地方機関 長 印	一般文書用		令和六年 三月三十一日
宮城県高等看護専門学校校長之印	地方機関 長 印	一般文書用		令和六年 三月三十一日
宮城県女性相談センター所長之印	地方機関 長 印	一般文書用		令和六年 三月三十一日

○宮城県告示第二百八十六号

次のとおり公印を新調した。
令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台保健福祉事務所長之岩沼地域事務所用印	宮城県知事職務代理者印 中央児童相談所黒所川支所用	宮城県知事印 中央児童相談所黒川支所用	宮城県知事印 仙台保健福祉事務所所岩沼地域事務所用	名称
地方機関印	知事職務代理者印	知事印	知事印	種類
一般文書用	児童相談所支所用	児童相談所支所用	保健福祉事務所地域事務所用	用途
				印影
令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日	使用開始年月日

宮城県中央児童相談所長之黒川支所用印	地方機関印	一般文書用		令和六年四月一日
宮城県女性相談支援センター所長之印	地方機関印	一般文書用		令和六年四月一日

○宮城県告示第二百八十七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一（八階）

二 講習会の日程及び会場

1 管理理容師資格認定講習会

(一) 日程

令和六年九月三十日（月）、十月七日（月）、及び十月二十一日（月）

(二) 会場

東京エレクトロンホール宮城

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

令和六年九月三十日（月）、十月七日（月）、及び十月二十一日（月）

(二) 会場

東京エレクトロンホール宮城
仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

三 受講料

一人につき二万円

○宮城県告示第二百八十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和六年六月四日	加美町 宮崎・小野田	午前十時三十分から午後一時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	小野田福祉センター
六月五日	加美町 中新田	午前十時三十分から午後二時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	加美町中新田体育館
六月十日	気仙沼市 面瀬・階上・松岩	午前十一時から午後四時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	松岩公民館
六月十一日	気仙沼市 気仙沼・新月	午前九時から午後二時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	気仙沼市魚市場三階
六月十四日	気仙沼市 唐桑	午後一時から午後二時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	唐桑総合支所駐車場
六月十七日	気仙沼市 気仙沼・鹿折・大島	午後一時から午後四時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	気仙沼市水産研修センター
六月十八日	気仙沼市 魚市場周辺	午前九時から午後三時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	気仙沼市水産研修センター
六月十九日	気仙沼市 魚市場周辺	午前九時から午後二時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	気仙沼市水産研修センター

六月二十四日	気仙沼市 本 吉	午前十一時から午後二時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	本吉総合支所一階
六月二十五日	気仙沼市 本 吉	午前十一時から午後二時三十分まで（正午から午後一時までを除く）	本吉総合支所一階

○宮城県告示第二百八十九号
仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・六十二号 新田岩切駅線

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 九・七・一号 海岸公園

二 縦覧場所

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十一号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画道路

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

名称 三・四・百八号 塩釜駅前線

三・五・百十四号 宮町吉津線

三・五・百十五号 新浜町杉の下線

三・五・百十六号 尾島町天神橋線

三・六・百二十号 南町尾島町線

2 廃止

名称 三・四・百五号 新富町牛生線

三・四・百十号 東塩釜吉津線

三・四・百十一号 玉川向ヶ丘線

三・五・百十七号 願成寺前線

三・四・百三十九号 新田南錦町線

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十二号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類

仙塩広域都市計画一団地の住宅施設

2 名称

清水沢一団地の住宅施設

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十三号

白石市から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十四号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十五号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、公衆の縦覧に供する。

する。

令和六年四月二十三日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画道路

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

名称 三・四・百三十六号 高崎大代線

三・四・百三十九号 新田南錦町線

三・四・百四十一号 笠神八幡線

三・四・百四十二号 留ヶ谷八幡沖線

三・五・百四十七号 史跡連絡線

2 廃止

名称 三・四・百五号 新富町牛生線

三・四・百四十三号 新田岩切駅線

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十六号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園

2 名称

五・五・四百五十一号 中央公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和六年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

白石市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・九号白石沖西堀線

三 事業施行期間

令和六年四月二十三日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県白石市字不澄ヶ池及び字延命寺北地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十八号

白石市土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年四月十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月二十三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 田 村 賢 治

○宮城県告示第二百九十九号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年四月十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 稲村 伸

人事委員会

○第七十五回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊1のとおり実施する。

令和六年四月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第一回））を別冊2のとおり実施する。

令和六年四月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第二回））を別冊3のとおり実施する。

令和六年四月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○第七十五回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第八十二回宮城県職員採用試験（高等学
校卒業程度）を別冊4のとおり実施する。

令和六年四月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を別冊5のとおり実施する。

令和六年四月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力